

文部科学省・厚生労働省

「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」紹介資料

文化芸術による共生社会の 実現を目指して



1981 昭和56年

国連「国際障害者年」

▶ 我が国の障害者施策が大きく推進され始める契機に

1995 平成7年

障害者の生活の質の向上を目指し、「障害者プラン」に芸術・文化活動の振興を施策の一つに位置づけ

▶ 「障害者基本法」に基づく「障害者基本計画」でも文化芸術活動の振興が施策の一つに位置づけ

2001 平成13年

「国連・障害者の十年」を記念し、国が「国際障害者交流センター」を大阪府に設置

▶ 同センターを会場として「第1回全国障害者芸術・文化祭」を開催

「文化芸術振興基本法」の成立

▶ 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることを規定

2008 平成20年

文部科学省・厚生労働省が「障害者アート推進のための懇談会」を共催

2011 平成23年

「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」を策定

▶ 文化芸術は子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり社会包摂の機能を持つことを明示

2012 平成24年

「全国障害者芸術・文化祭」を原則「国民文化祭」と同一都道府県で開催することを決定

▶ 2017(平成29)年度からは、会期も同一となり一体的に開催

2013 平成25年

文化庁・厚生労働省が「障害者の芸術活動への支援を推進するための懇談会」を設置

2015 平成27年

文化庁・厚生労働省が「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化振興に関する懇談会」を設置

2017 平成29年

「文化芸術基本法」の成立（文化芸術振興基本法を改正）

▶ 基本理念として、年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず、文化芸術の機会を享受することができるような環境の整備を図ることを明示

2018 平成30年

「文化芸術推進基本計画（第1期）」を策定

▶ 文化芸術による社会包摂の推進や障害者による文化芸術活動の推進環境の整備等が重要な施策に位置づけ

2018 平成30年

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立

2019 平成31年

「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第1期）」の策定

▶ 関係省庁により総合的・計画的に以下の取組を推進

- ・ 鑑賞や創造機会の拡大、発表の機会の確保
- ・ 作品等の評価を向上させる取組
- ・ 支援人材の育成
- ・ 地方公共団体の実施する取組支援
- ・ 障害者の優れた文化芸術活動の国内外での公演・展示
- ・ 映画作品のバリアフリー字幕や音声ガイド制作
- ・ 障害者芸術文化活動支援センターの設置
- ・ 文化施設のバリアフリー化
- ・ 国際交流

2022 令和4年

国連「障害者の権利に関する委員会」による我が国政府報告の審査

▶ 総括所見で、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の制定について肯定的に評価

第1期の計画期間を終えて

- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催や多様な主体の積極的な参画により各地域において様々な形で広がりを見せ、各分野において障害者の文化芸術活動は着実に進捗
- ・ 計画期間の後半は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により大きな影響を受け、文化芸術を鑑賞した障害者の割合も減少

2023 令和5年

「文化芸術推進基本計画（第2期）」を策定

「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）」を策定

法律

障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)

目的

(第1条)

- 文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する
- 文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮や社会参加の促進を図る

3つの 基本理念

(第3条)

- 文化芸術の鑑賞・参加・創造など、障害者による文化芸術活動の幅広い促進
- 障害者による芸術上価値が高い作品などの創造への支援の強化
- 地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

基本計画

(第7条～
第8条)

- 施策の総合的・計画的な推進を図るため、文部科学大臣と厚生労働大臣が「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を定める
- 地方公共団体は、国の計画を勘案して計画を定めるよう努める

11の 基本的施策

(第9条～
第19条)

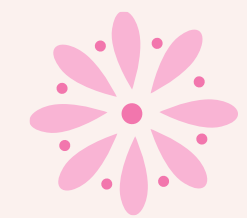
- 障害者による文化芸術活動の推進に関する11の基本的施策の方向性を提示
鑑賞の機会の拡大 創造の機会の拡大 作品等の発表の機会の確保 芸術上価値が高い作品等の評価等
権利保護の推進 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援 文化芸術活動を通じた交流の促進
相談体制の整備等 人材の育成等 情報の収集等 関係者の連携協力

推進会議

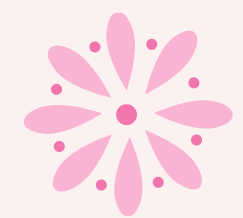
(第20条)

- 文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関による「障害者文化芸術活動推進会議」を設置し、連絡調整を図る
- 連絡調整に当たっては、学識経験者による「障害者文化芸術活動推進有識者会議」を設け、その意見を聴く

基本計画の位置付け



「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)」第7条に基づき、基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策、その他必要な事項を規定する基本計画を策定



「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(基本計画)」は、障害者基本計画及び文化芸術基本計画における基本理念や方針を踏まえて作成



基本計画の実現に向けた取組を進めることは、以下の法律の趣旨にも適う

- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(令和3(2021)年改正により事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け)
- 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(令和4(2022)年制定)

意義

- 障害者が生み出す文化芸術活動には、作品や成果物にとどまらず、表現や創造の過程に魅力があるもの、既存の文化芸術に対して新たな価値観を投げかけるものも多く存在
- 視覚障害者による美術鑑賞など、従来の参加方法や既存の芸術理解を揺さぶる多様な在り方を示唆するものも存在
- それまで見えづらかった障害者の個性と能力に気づかせるだけでなく、障害者を新たな価値提案をする主役として位置付け、障害の有無にかかわらず対等な関係を築く機会を提供
- 障害者のアイデンティティ形成、自己肯定感の向上等と同時に、障害者を取り巻く家族や支援者の考え方を前向きにするなど、地域における多様な人々をつなぐ
- ウェルビーイング(Well-being)の理念、障害の有無にかかわらず魅力ある持続可能な社会の実現にも資する

課題

- 依然として、活動の際に生じる制限や障壁、文化・福祉・教育等関連分野の縦割り、障害者本人に十分な支援や情報が届かない、本人の意思が尊重されないなどの課題もある
- 障害者による文化芸術活動を推進することは、ともすれば「障害者の文化芸術」という分類・枠組みがあるという印象を強め、その他の文化芸術活動との分断を生じさせるのではないかとの懸念があることにも留意
- 文化芸術活動においては、障害の有無にかかわらず、誰もが対等に享受・創造する権利をもっているが、現状では障壁や制限、それによる負担も生じているため、これらを解消し、障害のある者となない者が共に参加し、楽しめるようにするための具体的な対応が必要



障害者による文化芸術活動の推進は、文化芸術活動への参加や創造における物理的・心理的障壁を取り除き、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するためのものであり、文化芸術活動全般の推進や向上に貢献し、我が国に新しい価値の提案をもたらすと同時に、共生社会の実現に寄与するもの

視点 1

障害者による文化芸術活動の幅広い促進

- 障害の種別や特性の違いにかかわらず、いかなる障害者でも、自宅、学校、福祉施設、文化施設、民間の教室等、地域の様々な場で、幼少期から生涯にわたり、美術、音楽、演劇、舞踊など、多様な文化芸術活動に、全国津々浦々で参加できることが重要
- 芸術家を目指す人から日常の楽しみとして行う人までを含めた幅広い障害者のニーズや多様な特性に応じた合理的配慮の提供とそのための環境整備や、多様な主体による連携が必要

視点 2

障害者による芸術上価値が高い※作品等の創造に対する支援の強化

- 障害者による文化芸術活動には、作品や成果物にとどまらず、表現や創造の過程に魅力があるものや文化芸術に対して新たな価値観を投げかけるものも多く存在し、既存のジャンルに収まらない、新たな文化創造に寄与する作品や活動も多く生まれている
- 障害者による文化芸術を論じていく際には、文化芸術が有する本質的価値、社会的・経済的価値といった多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことが必要

※文化芸術は多様な価値を有しており、価値の尺度も様々であることから、「芸術上価値が高い」という表現により、ある特定の価値や評価軸を前提としてしまわないよう、留意が必要

視点 3

地域における、障害者の作品等の発表、交流の促進による、心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現

- 障害者による文化芸術活動は、地域の様々な領域で取り組まれており、障害者本人のみならず、様々な主体が関わる活動であり、多様な主体が円滑に活動できる環境や関係者の連携体制を地域に整備することが重要
- 連携によって、新たな活力が地域に生まれると同時に、地域における障害への理解が進み、障害の有無にかかわらず誰もがお互いの価値を認め、尊重し合う豊かな地域共生社会の基盤が生まれる

第2期の基本計画期間で目指す姿

共生社会の実現に向け、障害の有無にかかわらず、誰もが地域の中で日常的かつ継続的に文化芸術活動の豊かさを享受する可能性を広げ、持続させることを目指して施策を推進することが必要

2020年東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、文化プログラムを通じた社会包摂に資する文化芸術活動の広がりや、文化事業・活動へのバリアフリー対応等のアクセシビリティの向上といった成果をレガシーとして受け継ぎ、2025年大阪・関西万博やその後の更なる発展も見通して取組を進めていくことが重要

目標
1

障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開

障害者による文化芸術活動の裾野を更に広げる、障害者が活動しやすい環境づくりを進めることにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受ける以前の活動状況への回復を図るとともに、更なる向上を目指す

目標
2

文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機会等の充実

障害者文化芸術推進法及び基本計画の内容について、引き続き周知に取り組んでいくことが必要

文化施設が人材確保やノウハウの共有等の課題を単独で解決することは難しく、まずは施設ごとの事情を踏まえて可能なことから取組を進めつつ、中間支援団体や障害者芸術文化活動支援センターも含めた関係団体・機関等との連携を図りながら取り組んでいくことが重要

文化芸術活動を行う福祉施設も、人材の育成やノウハウの共有等の課題を抱えており、地域における関係団体・機関等との連携を図りながら取り組んでいくことが重要

目標
3

地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築

地方公共団体が、地方行政の中に障害者の文化芸術活動の推進を明確に位置付けて地域社会から障害者の文化芸術活動を捉え直し、文化や福祉等の分野を越えて横断的に取り組むことが重要

障害者芸術文化活動支援センターの更なる設置の促進や全国の支援センターの横のつながりの強化、支援センターと行政の文化担当部署や福祉担当部署、中間支援団体等との連携も重要

※具体的な進捗状況を把握するための指標を設定（進捗状況の検証に当たっては、定量的・定性的な進捗状況全体から判断）

11の 施策の方向性

→施策間の連携を取りながら
総合的・複合的に推進

- ≫ 鑑賞の機会の拡大
- ≫ 創造の機会の拡大
- ≫ 作品等の発表の機会の確保
- ≫ 芸術上価値が高い作品等の評価等
- ≫ 権利保護の推進
- ≫ 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援
- ≫ 文化芸術活動を通じた交流の促進
- ≫ 相談体制の整備等
- ≫ 人材の育成等
- ≫ 情報の収集等
- ≫ 関係者の連携協力

≫ 鑑賞の機会の拡大

物理的・心理的な障壁が改善されれば、より多くの人に参加しやすくなり、障害者にとっての鑑賞の質を高めることにもつながることから、合理的配慮の提供とそのための環境整備が求められる

▶ 具体的には次のように取り組むことが重要となる

- 文化施設の改修等による障害者に配慮したハード面の整備
- 情報保障などの障害特性に応じた配慮やサービスの提供、人材の育成、施設間のノウハウの共有、鑑賞サポート等の障害者が鑑賞しやすい展示・公演等の実現に向けたソフト面の対応
- 助成採択した映画作品のバリアフリー字幕や音声ガイド制作への支援等を通じた、障害者に映画を鑑賞する場の提供

文化施設では、障害者芸術文化活動支援センターや中間支援団体等と連携し、障害特性に応じたサービスの提供に関する助言を受けるほか、障害者の意見を聴きながら準備・企画に取り組むことも重要

子供たちが文化芸術を鑑賞する機会の拡大等に取り組むことは、障害者による文化芸術に触れる土壌づくりにつながるものであり、障害の有無や年齢にかかわらず、文化芸術に触れる際のハードルを低くしていくことが重要

具体的な施策

- 障害者による幅広い文化芸術活動の推進
- 文化施設における障害者に配慮した利用しやすい環境整備の推進
- 文化発信・交流の拠点としての文化施設の活動・内容の充実
- 障害者の文化芸術に対するアクセシビリティの向上等
- あらゆる地域で文化芸術活動に触れる機会の創出・確保
- 相談支援、人材育成、ネットワークづくり等を通じた、地域における文化芸術活動に参加しやすい環境整備の推進
- 地域において障害の有無に関わることなく文化芸術活動に参加する機会の創出
- 文化芸術による子供の育成等
- 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な実施
- 障害者の文化芸術活動推進や生涯学習支援活動に係る顕彰の実施
- 2025年日本国際博覧会における共生社会の実現に向けた取組の発信等
- 文化財でのバリアフリー化の充実等の対応
- 客観的根拠に基づいた政策立案・評価機能の強化等

》 創造の機会の拡大

活動の場やジャンルの多様性にも対応した、障害者本人の意思決定を大切にした創造活動等を推進できる支援体制、創作活動の現場を安全かつ適切にコーディネートする学芸員や劇場スタッフ、創造活動の現場と障害者をつなぐ支援者やコーディネーター等の育成も求められている

学校教育における創造の機会のより一層の充実とともに、希望する障害者が卒業後も創造活動を行うことができる場を創出・確保していくことが課題

多様な人々が創造活動に参加することで、文化芸術の新たな価値や優れた作品を生み出す契機となることや、人々の心のつながりや相互理解、多様性の受け入れなどにつながる可能性に鑑み、様々な主体が創造活動に参画できるような環境の醸成が期待される

具体的な施策

- 障害者による幅広い文化芸術活動の推進
- 創造活動及び発表機会の拡大に向けた支援の充実
- あらゆる地域で文化芸術活動に触れる機会の創出・確保
- 相談支援、人材育成、ネットワークづくり等を通じた、地域における文化芸術活動に参加しやすい環境整備の推進
- 地域において障害の有無に関わることなく文化芸術活動に参加する機会の創出
- 文化施設・社会教育施設における利用しやすい運営の促進
- 文化芸術による子供の育成等
- 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な実施
- 客観的根拠に基づいた政策立案・評価機能の強化等

≫ 作品等の発表の機会の確保

作品等の発表の場は、障害者やその支援者等の創造活動のモチベーションの向上につながり、障害者が多様な関係者や地域社会等と交流する機会としても重要であるが、現在発表の場が少ないことが課題

文化施設や福祉施設等と障害者芸術文化活動支援センター等の様々な主体が連携し、地域における作品等の発表の機会を更に広げていくことも期待される

作品発表の目的は、芸術水準の向上や日頃の活動の成果発表など様々であり、それぞれの立場で発表の機会が増え、多様な人々の交流や相互理解につながっていくことが望ましい

具体的な施策

- 障害者による幅広い文化芸術活動の推進
- 創造活動及び発表機会の拡大に向けた支援の充実
- 相談支援、人材育成、ネットワークづくり等を通じた、地域における文化芸術活動に参加しやすい環境整備の推進
- 地域において障害の有無に関わることなく文化芸術活動に参加する機会の創出
- 文化施設・社会教育施設における利用しやすい運営の促進
- 国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体的な実施
- 全国高等学校総合文化祭における発表の場の提供
- 障害者の文化芸術活動推進や生涯学習支援活動に係る顕彰の実施
- 客観的根拠に基づいた政策立案・評価機能の強化等

》 芸術上価値が高い作品等の評価等

障害者による文化芸術活動について、多様な価値が見出され、成果が生まれるためには、多様な活動が排除されず、受け入れられていく必要がある

作品の評価に当たっては、その創造過程を切り離して評価を行うことができないものもあることや評価のものさが人によって異なること、既存の文化芸術の価値観では測れないものもあること等に留意し、評価のあり方は文化芸術が有する多様な価値を考慮する必要がある

文化と福祉という領域を越えて、考え方の整理や言語化について多様な立場から対話や熟議を重ねながら、障害者による文化芸術活動全般や社会との関わりに関する批評や分析、調査研究の実施や研究成果の実践への還元といった取組を発展させていくことが期待される

具体的な施策

- 障害者による幅広い文化芸術活動の推進
- 障害者の文化芸術活動に関する情報収集・発信とそれらの情報が有効に利活用されるための環境整備
- 障害者の作品等の保存等の取組
- 海外への発信や人的ネットワークの構築等
- 障害者の文化芸術活動推進や生涯学習支援活動に係る顕彰の実施
- 客観的根拠に基づいた政策立案・評価機能の強化等

》 権利保護の推進

知的財産権や所有権などの諸権利について、普及啓発活動等を通じて意識の向上等を図り、文化芸術活動の現場での取組を促していく必要がある

諸権利について、まずは本人の意思を尊重するとともに、文化施設や福祉施設、周囲で支援に携わる者も認知かつ理解していくことが必要

必要に応じて成年後見制度等の知識や手続きに関し、専門家へ相談できる体制づくりや研修等を行うなど、環境整備を進めていくことも必要

具体的な施策

- ・ 権利保護に関する知識の普及と意識の向上
- ・ 著作権教育に係る教材の開発・普及等
- ・ 権利保護に関する研修等の実施
- ・ 全国での知的財産に関する支援事業の展開

》 芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援

障害者の文化芸術活動を多様な経済活動につなげ、文化芸術活動が、市場を通じてその経済的価値を発揮する際には、障害の有無にかかわらず、その対価は適切に還元されるよう配慮すべき

自らの意思の決定や表示が難しい障害者もいることから、販売や出演等における支援が必要であり、取引に関するノウハウの提供等を行う相談体制や中間支援の整備等も重要

自立と社会参加の観点からも、文化芸術活動を障害者の生活支援や就労・雇用の選択肢の一つとして捉えていく視点も重要

具体的な施策

- ・ 相談支援、人材育成、ネットワークづくり等を通じた、地域における支援体制の促進
- ・ 企業等を含むアートの需要の裾野の拡大

》文化芸術活動を通じた交流の促進

障害者による文化芸術活動の交流においては、文化、福祉、教育等の各分野の垣根を越えた交流を一層進める必要がある

文化芸術活動を通じた交流の促進は、鑑賞、創造、発表、人材育成、関係者の連携協力等、他の施策との複合的な取組への展開や、個々の主体の取組の総和を超えた成果の創出につながっていくことが期待される

具体的な施策

- ・ 障害者による幅広い文化芸術活動の推進
- ・ 芸術祭や地域の行事を核とした文化芸術事業の充実・発展に向けた関連分野との有機的な連携
- ・ 情報共有・意見交換の促進に向けた広域的・全国的なネットワークづくり
- ・ 地域における分野や領域を超えた様々な関係者によるネットワークづくり
- ・ 文化芸術による子供の育成等
- ・ 学校における交流及び共同学習を通じた障害者理解(心のバリアフリー)の推進
- ・ 専門人材の育成等に関する教育機関等との連携
- ・ 全国高等学校総合文化祭における発表の場の提供

》 相談体制の整備等

障害者や障害者を支援する団体の
様々な疑問や文化施設や
文化芸術団体等からの
相談に対応し、より多くの障害者が
円滑に文化芸術活動に参加し、
障害者による多様な文化芸術活動を
推進するために、全国各地に相談や
支援体制の整備が必要

具体的
な
施策

- 障害者の文化芸術に対する
アクセシビリティの向上等
- 地域における障害者による
文化芸術活動に関する相談体制の整備
- 文化施設において専門的な対応ができる
人材の育成・確保

》 人材の育成等

障害者による文化芸術活動を理解し、様々な場面で、障害特性に
応じて適切に支援することができる人材や地域における
コーディネーターなど多様な人材の育成等が求められている

各分野における人材が、既に持っているそれぞれの
専門知識に加え、他分野に関する知識や理解、経験を深め、
障害者による文化芸術活動に関する専門性を高めると
同時に、各分野をつなげて協働する人材を育成することが重要

専門家の活用や連携、大学や中間支援団体等における
人材育成等も視野に入れて進めていく必要がある

具体的
な
施策

- 障害者による幅広い文化芸術活動の推進
- 文化施設において専門的な対応ができる人材の育成・確保
- 地域における障害者による文化芸術活動に関わる多様な人材の育成
- 専門人材の育成等に関する教育機関等との連携
- 海外への発信や人的ネットワークの構築等
- 障害者の文化芸術活動推進や生涯学習支援活動に係る顕彰の実施

》 情報の収集等

障害者による文化芸術活動に関する企画や取組、地域における支援等の情報が、障害者本人や活動を行う者へ十分に届いていないという現状がある

障害特性により文化芸術活動に必要な情報内容や伝達方法等が異なることに留意した情報発信を行う必要がある（特に、地方公共団体においては、文化担当部署と福祉担当部署が連携して文化芸術に係る情報の共有・発信を進めていくことも期待）

国内外における事例等に係る情報収集と発信を進めるほか、全国的な基礎調査や実態把握などを行い、情報を共有しながら意見交換や学び合いの機会を設けることで、専門知を育み、文化芸術の社会的価値等を示すことにつなげていくことが考えられる

具体的な施策

- 障害者の文化芸術に対するアクセシビリティの向上等
- 障害者の文化芸術活動に関する多様な情報の収集・発信・活用
- 客観的根拠に基づいた政策立案・評価機能の強化等

》 関係者の連携協力

障害者を中心に、関係団体・機関等が連携して相互理解を深め支え合うネットワークをつくりながら協働して課題の解決を図るとともに、障害者と文化芸術活動に取り組む様々な主体とのマッチングを含めた地域の支援体制を整えつつ、各地域の活動をつないだ広域的な連携を図ることが重要

各専門分野におけるノウハウや技術を共有し、それぞれの専門的な言葉を翻訳することで、活動現場での協力関係を構築することが期待される

具体的な施策

- ・ 情報共有・意見交換の促進に向けた広域的・全国的なネットワークづくり
- ・ 地域における分野や領域を超えた様々な関係者によるネットワークづくり
- ・ 学校卒業後における生涯を通じた障害者の学びの支援の推進

おわりに

- 文化芸術へのアクセシビリティの向上やバリアフリー化が進むことにより、文化と福祉等の枠組みを越えて、障害の有無にかかわらず、多様な考え方や価値観、背景を持った人々の交流が活発化し、社会や文化芸術活動全般に新たな視点や活力がもたらされる
- 障害者による文化芸術活動の推進は、まさに未来への投資であり、全ての国民が相互に尊重し合いながら共生する、誰一人孤立させない豊かな社会の実現に資するもの
- 障害者文化芸術推進法に基づき地方公共団体が策定する計画等とも連動しながら、基本計画の目的を達成していく必要がある

